

# 鳥取県耐震診断等評定委員会規定

制定 平成17年1月

## (目的及び名称)

第1条 この規定は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき既存建築物の耐震診断及び耐震改修計画の適正な評定を行い建築防災の推進に寄与することを目的とし、鳥取県耐震診断等評定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 本委員会は既存建築物の耐震診断、耐震改修計画等評定の依頼があった場合、その評定を行なう。

## (委員会の組織及び委員の構成)

第3条 委員会の委員は、大学教授等の学識経験者、構造関係識者で構成する。

- 2 委員会の委員は、県担当課長の協議を経て会長が委嘱する。
- 3 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置くものとし、委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を総括し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は原則として2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員会の開催)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長があたる。
- 3 委員長は、報告書作成者にその調査及び所見内容の説明を求めることが出来る。

## (部会)

第6条 委員会は、必要に応じ専門部会を設置することが出来る。

## (耐震診断等評定依頼)

第7条 評定の依頼は、要領に基づき申請書を事務局に提出するものとする。

## (定足数)

第8条 委員会の議決を要する会議は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。

## (評定の結果報告)

第9条 委員会は、評定業務終了後速やかに評定書を申請者に交付するものとする。

## (守秘義務)

第10条 委員会の委員は、当該建築物の審議事項に関して知り得た事項は、その秘密を保持する。

(経費の支弁)

第11条 委員会に要する費用は、評定依頼者により支払われる評定手数料の収入により支弁する。

(事業年度)

第12条 評定委員会の事業年度は一年間とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に要綱を定める。

附 則

この規定は、平成17年 1月 28日から施行する。